

## 加賀市危険ブロック塀等撤去費補助金交付要綱

令和元年10月1日  
告示第64号

(趣旨)

第1条 加賀市における道路に面するブロック塀等の倒壊による事故を未然に防止し、通行人等の安全確保及び災害時の緊急車両の通行を確保するため、倒壊の危険性のあるブロック塀等を撤去する費用に対する補助金の交付に関し必要な事項については、加賀市補助金交付規則(平成17年加賀市規則第50号。以下「規則」という。)及び加賀市税等の滞納者に対する特別措置に関する条例施行規則(平成20年加賀市規則第6号)に定めるもののほか、この告示に定めるところによる。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) ブロック塀等 コンクリートブロック塀又は石塀をいう。
- (2) コンクリートブロック塀 コンクリートブロック造の塀及び門柱をいう。
- (3) 石塀 コンクリートブロック塀以外の石造その他の組積造の塀及び門柱をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けることのできる者は、道路に面した倒壊の危険性のあるブロック塀等で、次の各号のいずれかに該当するもの(以下「危険ブロック塀等」という。)の全部又は一部を撤去する者(以下「補助事業者」という。)とする。

- (1) 建築基準法施行令(昭和25年政令第338号。以下「令」という。)第61条に規定する構造の基準に適合しないブロック塀等(補強コンクリートブロック造のものを除く。)
- (2) 令第62条の8に規定する構造の基準に適合しないブロック塀等(補強コンクリートブロック造のものに限る。)
- (3) 著しい傾き、亀裂、ひび割れ、欠け、剥離、目地割れ、風化等の劣化があるブロック塀等で危険なもの

(適用除外)

第4条 前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、補助対象者としな

- (1) 国、地方公共団体その他の公共団体が所有しているもの
- (2) 他の制度による補助金その他これらに準ずるものの交付を受けるもの

(3) 加賀市税等の滞納者に対する特別措置に関する条例(平成19年加賀市条例第35号)第2条第3項に規定する市税等を滞納している者

(4) 過去に同一敷地内において、この告示による補助金の交付を受けたことのある者  
(補助金の額)

第5条 補助金の額は、撤去する危険ブロック塀等の面積(道路に面する部分の面積で1平方メートル未満の端数を切り捨てたものをいう。)に、1平方メートル当たり4,000円を乗じて得た額とし、その額は10万円を超えないものとする。

(交付の申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、補助を受けようとする危険ブロック塀等撤去工事の着手前に、規則第4条の交付申請書に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 付近見取図、位置図及び工事内容を示す図面
- (2) 補助事業(規則第2条第2号の事業をいう。以下同じ。)の内容及び経費の配分
- (3) 現況写真
- (4) 見積書の写し
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(実績報告)

第7条 申請者は、規則第13条の報告を行う場合は、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 補助事業に係る契約書の写し
- (2) 補助事業に要した費用を支出したことを証する領収書等の写し
- (3) 施工後の写真
- (4) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 前項の報告は、補助事業が会計年度(4月1日から翌年の3月31日までをいう。この項において同じ。)を超えて継続される場合にあつては、会計年度が終了するごとに提出することとする。

(代理受領)

第8条 補助事業者は、当該事業に係る補助金の交付の請求及び受領を、撤去工事を行う者に委任する方法(以下「代理受領」という。)により行うことができる。

2 補助事業者は、前項の代理受領により補助金の交付を受けようとするときは、第6条の規定に

よる交付申請書を提出する際、代理受領に係る委任状を市長に提出しなければならない。

- 3 補助事業者は、前項の委任状を市長に提出した場合において当該委任を中止し、又は変更したときは、文書により市長に届け出なければならない。

(その他)

第9条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則(令和元年10月1日告示第64号)

この告示は、令和元年10月1日から施行する。

別記様式(第8条関係)

年 月 日

(宛先)加賀市長

補助事業者

郵便番号

住 所

(ふりがな)

氏 名

㊟

電話番号

〔 法人にあつては、主たる事務所の所在地、  
名称及び代表者の職・氏名 〕

代理受領に係る委任状

加賀市危険ブロック塀等撤去費補助事業に係る補助金の交付の請求及び受領について、加賀市危険ブロック塀等撤去費補助金交付要綱第8条の規定により、下記の者に委任します。

記

補助事業	危険ブロック塀等所在地	加賀市
	補助金交付申請額	円

上記の補助事業に係る補助金の交付の請求及び受領について、委任を受けることを承諾します。

受任者	所在地 (個人の場合は住所)	
	事業所名称 (個人の場合は氏名)	㊟
	役職・代表者氏名 (個人の場合は記載不要)	㊟
	連絡先	